

<老人医療受給者の皆さんへ>

医療費は大切に…

老人医療制度は町民の皆さんが安心して医療を受けられるよう、多くの人々の協力でまかなわれている制度です。財源は各医療保険者拠出金(皆さんが各医療保険に納めてくださっている保険料(税))と国、県、町からの負担金でまかなわれています。

平成16年度の美郷町の老人保健の医療費は約30億でした。人口の高齢化によりこのまま医療費が増え続けていくと、皆さんの保険料(税)の負担がさらに大きくなってしまいます。

医療費を適切に使用するためには、皆さん一人ひとりの心がけが最も大切です。お医者さんの指示を守り、重複受診やハシゴ受診などはやめ、医療費に関心をもって、その有効利用に心がけてくださるようお願いいたします。

上手なお医者さんのかかり方

…健康を守り、ムダな医療費を節約するためには…

○かかりつけのお医者さんを持ちましょう

○お医者さんの掛け持ちはやめましょう

(ひとつの病気でお医者さんを転々とすると、同じ治療や検査を何回も受けたり、複数のお薬をもらうことになり、それだけで医療費が余計にかかってしまいます。同時にいくつものお薬を使用してしまうことで、予期しない副作用を引き起こしてしまい、かえって健康を害してしまう場合もありますので、注意しましょう。)

○定期的に健康診断を受け、病気の早期発見・早期治療に心がけましょう



役場(千畑庁舎)住民生活課 医療保険班 ☎84-4903(内線2144、2147)

介護保険事務所 からのお知らせ

お問い合わせ

介護保険事務所 認定審査班
☎0187-86-3912
役場(千畑庁舎)福祉保健課
☎84-4907(内線2165)

介護保険のサービスを利用する際は まず要介護認定の申請から

① 要介護認定の申請

○申請できる方

・第一号被保険者(六十五歳以上の方)
・第二号被保険者(四十歳から六十四歳の方で脳血管疾患や初老期認知症などの老化が原因の病気によって介護が必要な状態にある方)

○申請のしかた

申請書に被保険者証(四十歳から六十四歳の方は医療保険の被保険者証)を添えて、お住まいの市・町の窓口申請します。申請書はその窓口にあります。

申請は、本人の他に家族でもできます。また、指定居宅介護支援事業者・在宅介護支援センター・介護保険施設が代行することもできます。

② 認定調査

認定調査員が訪問して申請をした被保険者の心身の状態や日常生活動作能力などの調査をします。

② 主治医意見書

介護保険事務所の依頼により、申請

をした被保険者の病気や心身の状態について、主治医が意見書を作成します。

主治医がいない方は介護保険事務所が指定する医師の診断を受けます。

③ 一次判定

認定調査結果や主治医意見書の一部をもとに、全国共通の基準で一次判定を行います。

④ 認定審査(二次判定)

一次判定や主治医意見書等をもとに介護が必要な度合い(要介護度)を保健・医療・福祉の専門家が審査します。

⑤ 認定結果の通知

認定結果は「非該当」、「要支援」、「要介護1〜5」のいずれかに分かれます。

認定結果に不服のある場合はまず介護保険事務所にご相談下さい。

※次回は認定結果が出てから介護保険のサービス利用までの流れをお知らせします。

お問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ！

平成17年10月31日から、「ねんきんダイヤル」が設置されました。
 全国どこからでも「同じ電話番号」&「市内通話料金のみ」でご利用いただけます。

- ◎ 年金の請求に関するご相談はこちら **0570-05-1165** イイロウコ
- ◎ 現在年金をもらっている方のご相談はこちら **0570-07-1165** イイロウコ

受付時間はどちらも午前8時30分～午後5時(土・日・祝日を除く)です

※通話料金は一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金でご利用いただけます。
 ※電話機の設定・PHSなど、電話機によってはご利用いただけないこともあります。
 ※全国の年金電話相談センター・社会保険業務センターの中央電話相談室は10月31日以降ご利用いただけませんので
 ご注意ください

11月の年金週間に合わせて、社会保険事務所の窓口開庁時間が延長されます。

11月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

- 受付時間を午後7時まで延長
- 土曜開庁日(午前9時～午後4時)
- 年金週間(11月6～12日)による開庁日
(午前9時～午後4時)
- 開庁日

問い合わせ 大曲社会保険事務所 ☎0187-63-2299
 役場(千畑庁舎)住民生活課 戸籍年金班 ☎84-4903(内線2146)

不審な電話にご注意ください

このところ新聞等で騒がれているように、県内でも小中学校に通う子どもがいる家庭への不審電話が多発しています。(例:「子供を誘拐した。金を用意しろ」など)

今後、このような不審な電話があった場合は学校に確認するか、警察に電話するなどして事実を確認してから対応するようにしてください。

連絡相談 大仙警察署 美郷交番 ☎84-2004 / 美郷北駐在所 ☎82-1110 / 美郷南駐在所 ☎85-3110

人権・いじめ・困りごと相談所を開設します

12月4日から10日は人権週間です。

次のような悩みごとや困りごとはありませんか。地域の人権擁護委員が無料で相談に応じますのでお気軽にご相談ください。なお、秘密は厳守されます。

期 日	時 間	会 場	相 談 員
12月5日(月)	午前10時～午後3時	六郷公民館	小川 順道、岡田 豊子、藤井 康子
		ふれあいセンター	長谷川大三、高階 昭男、高橋 繁子
		仙南交流センター	東海林鉄郎、因幡 文夫、藤井 里子

相談内容●近隣との争いごと、子どもや高齢者の虐待、登記・戸籍・相続・扶養等の問題、借地・借家の問題、押しつけやいやがらせ、名誉や信用を傷つけられたとき、いじめや体罰、配偶者からの暴力、結婚や離婚の強要・妨害など

問い合わせ 役場(千畑庁舎)住民生活課 戸籍年金班 ☎84-4903(内線2143)